

質問回答

2025年9月18日

調達管理番号25c00340000000 : 課題別研修「地域に根差した社会福祉の推進～地域ベースの取組みとそれを支える人々のつながり～」に係る研修委託契約について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答案
1	P. 2	4. 担当部署等、 (2) 書類授受・提出方法、 2) 書類等への押印省略	競争参加資格確認申請書が押印省略できる資料として挙げられていますが、競争参加資格確認申請書や関連書類の提出期限が記載されていません。競争参加資格の確認はプロポーザル表紙に記載する全省庁統一資格業者コードの記載のみで判断されると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	P. 9	2 205年度研修期間	2026年度以降の実施時期は今後調整とありますが、貴センターとして想定している実施時期はありますか。あるいはプロポーザルにて独自に検討した案を提案することは妨げませんか。	2026年度以降については、原則として2025年度と同様の時期を想定していますが、プロポーザルにてご提案いただいて支障ありません。実際の実施時期は委託者、受託者の間で協議、調整の上、決定します。
3	P. 12	10 研修プログラム作成上の留意点	タイ国「ASEAN地域における社会福祉人材育成プロジェクト」のカウンターパート職員が研修参加者として想定されています。他の参加国からの研修員のニーズを充足させるとともに、同プロジェクトで目標としている人材育成の方針と本研修の内容とが合致することが求められると思いますが、同プロジェクトの上位目標・プロジェクト目標・アウトプット・活動が分かる資料（PDMなど）を提示いただくことは可能ですか。	プロジェクト目標：ASEAN地域における社会福祉人材育成プロジェクト（ATCSW）が質の高い研修を実施するための基盤が強化される。（ここにおいて「基盤」とは研修のデザイン・企画及び実施に係る能力、情報の発信と関係機関とのパートナーシップを指す。） 期待される成果： ・戦略5か年計画（2026-2030）実施のための具体的ステップに関しATCSW運営関係者間で共通理解ができる。 ・ATCSWが質の高い研修を提供するためのデザイン・企画及び実施能力が向上する。 ・ATCSWの情報発信能力が向上するとともに、国内外の主な関係機関との協力関係が強化される。 (https://partner.jica.go.jp/Recruit/Detail/45280 の専門家公募情報もご参照ください。)
4	P. 19	第3 プロポーザル作成要領、 1. プロポーザルに記載すべき事項及び評価項目、 応募機関の経験・能力、 (1) 類似業務の経験	JICAの他のスキームでは類似業務の経験について、10～20件程度の案件リストと、その中から3～5件の特に類似性が高い案件について詳述することが多いですが、本プロポーザルでは類似案件リストの件数や、詳述する案件数の目安がありますか。あればご提示ください。	類似案件リストの件数や、詳述する案件数の目安はありませんが、ご提示いただいた記述で支障ありません。
5	P. 19	第3 プロポーザル作成要領、 1. プロポーザルに記載すべき事項及び評価項目、 応募機関の経験・能力、 (3) 資格・認証	資格・認証証明書の写を提出することとされていますが、資格の写しは頁数としてカウントしないという理解でよいでしょうか。分量について1章「応募機関の経験・能力」全体で4ページ程度とされているため、伺います。	資格の写しは頁数としてカウント致しません。
6	P. 20	第3 プロポーザル作成要領、 1. プロポーザルに記載すべき事項及び評価項目、 業務総括者の経験・能力、 (2) 類似業務の経験	過去に従事した案件・業務ごとに記載するとありますが、記載する案件数の目安はありますか。また、様式1では具体的に業務・役割を記載するのが難しい場合、任意様式での記載としても支障ありませんか。	記載する案件数の目安はありません。様式1では記載が困難な場合は、任意の様式を用いても支障ありません。
7	P. 13	③見学先 厚生労働省、地方自治体、ソーシャルワーカー育成課程を有する教育機関（社会福祉系大学等）、地域福祉の取り組みを実践しているNPO等が想定される。	厚生労働省の見学は必須でしょうか。	厚生労働省は見学ではなく、政府の立場から政策、施策、制度等に関する講義を想定しております。これらの点を研修員が理解するためにも、厚生労働省での講義は必須として取り扱いをお願いいたします。
8	P. 21	全体の契約期間である3年分の総額、及び初年度の見積額・支出項目内訳を提示してください。 ・本基準及び単価は、以下URLの「研修委託契約ガイドライン」一式に基づき設定されており、本件業務では同手引きに基づき実施するものとします。	宿泊施設を有するJICA国内機関から離れた地方での研修実施の提案を検討しています。国内移動の手配方法について、本件では「研修委託契約における見積書作成マニュアル」P25の「受託者が手配する場合」に相当するという理解でよいでしょうか。 この場合、受託者として移動手段及び移動先での宿泊施設を手配すると認識しています。 ①コースリーダー及びタイ技プロ専門家の旅費は見積計上が必要でしょうか。 ②研修員、研修管理員、コースリーダー及びタイ技プロ専門家の日当・宿泊料は見積計上が必要という理解でよいでしょうか。	研修旅行は想定せず日帰りの見学のみを想定しておりましたが、提案内容によっては協議の上、実施も可能とします。 研修旅行を提案する場合には ①コースリーダー、タイ技プロ専門家の旅費（乗車券、宿泊料、日当）支出は契約に含みません。 ②研修員、研修監理員（1名）の宿泊料支出は契約に含みますので、見積計上してください。
9	P. 20	第3 プロポーザル作成要領 1. プロポーザルに記載すべき事項及び評価項目 ■業務総括者の経験・能力 (3) 語学力（英語）	語学の資格について、認定書の写しがない場合、および取得後10年以上経過した資格は「語学評価の対象外」との記載があります。 一方、貴機構国際協力調達部の作成するコンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインでは、認定書等の写しの添付は不要となっており、また、「取得後10年以上経過した資格は語学評価の対象外」という記載も無くなっております。 JICA東京センターでの公示においても、上記を鑑み、語学の資格認定書の添付は不要とならないでしょうか？	取得後10年以上経過した語学資格も評価対象としますが、資格内容の確認のため、語学の資格認定書の写しは添付してください。